

令和 6 年度 尾張西部地区

日光川河口排水機場等整備工事施工管理他業務

特 別 仕 様 書

東海農政局木曾川水系土地改良調査管理事務所

項 目	内 容	備 考																		
(適用範囲) 第 1－1 条 (目的) 第 1－2 条 (履行確実性評価の 達成状況の確認) 第 2 条 (管理技術者) 第 3 条	本業務の施行に当たっては、「現場技術業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。 本業務は、国営施設機能保全事業「尾張西部地区」における事業実施に伴う工事発注・工事監督に関する業務、関係機関との協議に関する基礎的資料の作成等を行う現場技術業務である。 本業務の受注に当たり、予算決算及び会計令第85条に基づく調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。 なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。 ① 審査項目 a)～c)において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合 ② 審査項目 d)において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合 ③ その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合 ④ 業務成果品のミス、不備 等 管理技術者は、次のいずれかの資格を有する者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。 なお、これと同等の能力と経験を有する技術者とは、大学卒13年（短大・高専卒18年、高校卒23年）以上相当の能力と経験を有する者をいう。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>資 格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">技術士</td><td>総合技術監理</td><td>農業－農業土木 農業－農業農村工学</td></tr> <tr> <td rowspan="2">農業</td><td>農業土木</td></tr> <tr> <td>農業農村工学</td></tr> <tr> <td>博士</td><td>農学</td><td></td></tr> <tr> <td>農業土木技術管理士</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>シビルコンサルティングマネージャー</td><td>農業土木</td><td></td></tr> </tbody> </table>	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学	農業	農業土木	農業農村工学	博士	農学		農業土木技術管理士			シビルコンサルティングマネージャー	農業土木		
資 格	技術部門	選択科目																		
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学																		
	農業	農業土木																		
		農業農村工学																		
博士	農学																			
農業土木技術管理士																				
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木																			

項 目	内 容	備 考																												
(現場技術員) 第 4 条	現場技術員の技術者区分、配置人数及び資格は次のいずれかの者とする。 <table><tr><th>技術者区分</th><th>配置人員</th><th>資 格</th></tr><tr><td>現場技術員（C）</td><td>1 人</td><td>・ 技術士（総合技術監理部門（農業－農業土木、農業－農業農村工学）） ・ 技術士（農業部門（農業土木又は農業農村工学）） ・ 1 級、2 級土木施工管理技士の資格を有する者 ・ 大学卒 2 年、短大・高専卒 4 年、高校卒 6 年以上の実務経験を有する者。）とする。</td></tr></table>	技術者区分	配置人員	資 格	現場技術員（C）	1 人	・ 技術士（総合技術監理部門（農業－農業土木、農業－農業農村工学）） ・ 技術士（農業部門（農業土木又は農業農村工学）） ・ 1 級、2 級土木施工管理技士の資格を有する者 ・ 大学卒 2 年、短大・高専卒 4 年、高校卒 6 年以上の実務経験を有する者。）とする。																							
技術者区分	配置人員	資 格																												
現場技術員（C）	1 人	・ 技術士（総合技術監理部門（農業－農業土木、農業－農業農村工学）） ・ 技術士（農業部門（農業土木又は農業農村工学）） ・ 1 級、2 級土木施工管理技士の資格を有する者 ・ 大学卒 2 年、短大・高専卒 4 年、高校卒 6 年以上の実務経験を有する者。）とする。																												
(配置予定技術者の確認) 第 5 条	共通仕様書第1-6条における業務組織表の作成及び共通仕様書第1-7条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。 （1）受注者は、業務実施計画書の業務組織表に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。 なお、変更業務実施計画書において、業務組織表を変更する際も同様とする。 （2）農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務実施計画書の業務組織表において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。																													
(保険加入) 第 6 条	受注者は、共通仕様書第1-28条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。 また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。																													
(工事の概要) 第 7 条	本業務を行う工事の概要は、次表のとおり予定している。 <table><tr><th>名称</th><th>工事場所</th><th>工期(予定)</th><th>工種</th></tr><tr><td>日光川河口排水機場補機・電気設備更新工事(国債)</td><td>愛知県海部郡飛島村</td><td>R5.8～R7.6</td><td>施設機械工事</td></tr><tr><td>尾西排水機場領内川1号ポンプ整備補修工事（国債）</td><td>愛知県一宮市</td><td>R4.6～R6.6</td><td>施設機械工事</td></tr><tr><td>尾西排水機場領内川2号ポンプ整備補修工事（国債）</td><td>愛知県一宮市</td><td>R5.6～R8.3</td><td>施設機械工事</td></tr><tr><td>尾西排水機場補機・電気設備更新工事(国債)</td><td>愛知県一宮市</td><td>R5.10～R8.3</td><td>施設機械工事</td></tr><tr><td>尾西排水機場監視操作設備更新その2工事（仮称）</td><td>愛知県一宮市</td><td>R6.4～R7.3</td><td>電気通信工事</td></tr><tr><td>日光川河口排水機場除塵設備整備その2工事（仮称）</td><td>愛知県海部郡飛島村</td><td>R6.4～R7.3</td><td>施設機械工事</td></tr></table>	名称	工事場所	工期(予定)	工種	日光川河口排水機場補機・電気設備更新工事(国債)	愛知県海部郡飛島村	R5.8～R7.6	施設機械工事	尾西排水機場領内川1号ポンプ整備補修工事（国債）	愛知県一宮市	R4.6～R6.6	施設機械工事	尾西排水機場領内川2号ポンプ整備補修工事（国債）	愛知県一宮市	R5.6～R8.3	施設機械工事	尾西排水機場補機・電気設備更新工事(国債)	愛知県一宮市	R5.10～R8.3	施設機械工事	尾西排水機場監視操作設備更新その2工事（仮称）	愛知県一宮市	R6.4～R7.3	電気通信工事	日光川河口排水機場除塵設備整備その2工事（仮称）	愛知県海部郡飛島村	R6.4～R7.3	施設機械工事	
名称	工事場所	工期(予定)	工種																											
日光川河口排水機場補機・電気設備更新工事(国債)	愛知県海部郡飛島村	R5.8～R7.6	施設機械工事																											
尾西排水機場領内川1号ポンプ整備補修工事（国債）	愛知県一宮市	R4.6～R6.6	施設機械工事																											
尾西排水機場領内川2号ポンプ整備補修工事（国債）	愛知県一宮市	R5.6～R8.3	施設機械工事																											
尾西排水機場補機・電気設備更新工事(国債)	愛知県一宮市	R5.10～R8.3	施設機械工事																											
尾西排水機場監視操作設備更新その2工事（仮称）	愛知県一宮市	R6.4～R7.3	電気通信工事																											
日光川河口排水機場除塵設備整備その2工事（仮称）	愛知県海部郡飛島村	R6.4～R7.3	施設機械工事																											

項 目	内 容	備 考
(履行期間) 第8条	契約延月数は12ヶ月とし、業務期間は次のとおりとする。 令和6年4月17日から令和7年3月21日 ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を含まない。 勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分とする。	
(業務内容) 第9条	業務内容等については、次のとおりとする。 (1) 管理技術者の業務内容は、次のとおりとする。 現場技術業務契約書（以下「契約書」という。）第9条第2項に定める業務運営を行うものとし、監督職員と月1回以上の業務打合せを木曽川水系土地改良調査管理事務所で行うものとする。 なお、月2回目以降の打合せについては監督職員と協議のうえ、書面等により行うことができるものとする。 ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。 (2) 本業務に従事する現場技術員は現場技術員（C）とし、その業務内容は次のとおりとする。 なお、現場技術員は、CADソフトの使用・操作に熟練した者の配置を想定している。 1) 工事発注に関する業務 ・工事の積算に関する資料等の作成業務 ・CADソフトを用いた工事発注図面の作成及び修正業務 2) 工事監督に関する業務 ・施工計画の検討業務 ・工程管理の点検業務 ・出来形管理及び品質管理の確認業務 ・設計変更に関する調査及び資料等の作成業務 ・CADソフトを用いた工事変更図面を作成及び修正業務 ・工事施工に関する資料等の作成業務 ・工事施工に関する立会、観察、測定業務 ・工事の監督職員と施工業者及び地元関係者との連絡業務 3) 関係機関との協議に関する基礎的資料の作成業務 4) 事業実施に関する基礎的資料の作成業務 5) その他監督職員が指示する業務	
(業務場所) 第10条	業務場所は、尾張西部地区事業地域内を予定している。	
(成果物) 第11条	成果物の提出は次のとおりとする。 (1) 業務実施報告書 1 式 (2) 共通仕様書第2-4条から第2-19条の規定により実施した業務において作成した資料 1 式 (3) その他必要な資料 1 式	
(成果物の提出先)		

項 目	内 容	備 考
第12条	成果物の提出先は、次のとおりとする。 住 所：愛知県名古屋市中区安田通4-8 事務所名：東海農政局木曾川水系土地改良調査管理事務所	
(その他留意事項)		
第13条		
1. 一般事項	(1) 本業務において使用する自動車は、受注者において用意するものとする。 (2) 本業務の履行においては、パソコンにより文書、表計算及び図面を作成することから、これらを作成するために必要となるパソコン及びソフト等については、受注者にて用意するものとする。 なお、パソコンの機能等については監督職員と協議の上決定するものとするが、原則として最新のデータに更新（アップデート）したウイルス対策ソフトがインストールされ、ウイルスチェック済みのパソコンとする。 また、業務期間満了等で本業務に使用したパソコンを撤去する場合には、本業務に関するハードディスク等のデータを完全に消去し、その結果は監督職員の確認を受けるものとする。 (3) 本業務用にデジタルカメラを必要とする場合は、受注者において用意するものとする。 (4) 本業務において必要となる現場技術員の安全衛生用品等については、受注者において用意するものとする。 (5) 受注者からの請求により、発注者の承諾を得て庁舎を無償で利用できるものとする。この場合、机、椅子は発注者が無償で貸与する。 なお、貸与物件については、契約書第15条に定める「使用貸借申請書」を監督職員に提出するものとする。 (6) 前項により庁舎を使用する場合には、庁舎管理上受注者は、予め本業務に従事させる現場技術員に会社名・氏名等について記載された名札を着用させるものとする。	
2. 宿泊施設	現地に滞在する必要がある場合の宿泊施設については、受注者において用意するものとする。	
3. 服装等	(1) 業務の履行における安全、その他の規律については関係法令を厳守しなければならない。 (2) 現場技術員の服装は、業務にあった軽快な作業服とし、派手なものは避けなければならない。	
(業務管理)		
第14条	(1) 情報共有システムの業務について 1) 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。 2) 情報共有システムは「工事及び業務の情報共有システム活用要領」（農林水産省Web サイト参照）によるものとする。 3) 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用に当たっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。	

